ハロ・ハロ・ガーデン
HELLO² GARDEN
公協

目次

巻頭企画理事座談会
～公益法人１年目をふりかえり～ ／…… 1
平成25年度第２回地区幹事会報告 ／池上真美子…… 3
研修報告（不動産登記実務研修会） ／渡邊　央…… 4
大島旅行記（災害復興寄付と現地訪問の模様） ／入沢　修自…… 5
ティータイム ／山田　修司…… 6
協同組合広告 …… 7
協会取り扱い事件納品状況一覧 …… 8

2014年　第125号
（平成26年５月発行）

東京都新宿区本塩町９番地３☎03-3359-3345（代表）
発行所　公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会
発行人　岡　野　直　史
ホームページ（http://www.tokyo-koshoku.or.jp/）

理事座談会

～公益法人１年目をふりかえり～

平成26年３月17日（月）　於：司法書士会館
出席者：岡野直史理事長、大川保夫副理事長、森越憲一専務理事、入澤昭彦副理事長、他広報室４名

司会　本日は、お集まりいただきありがとうございます。当協会が公益法人に移行して１年を迎えるにあたり、苦労した点、実務で変化を感じた点などを語って頂ければと思います。

岡野　私は公益法人の初年度に理事長に選任されました。生田目正秋前理事長や入澤副理事長ら公益法人移行推進委員会のメンバーの皆さんがご苦労なされて昨年４月１日に公益法人移行設立したものを６月の定時総会で引き継ぎました。公益法人になれば、その看板で仕事が増えるかと思っていましたが、そう甘くはありませんでした。多くの官公署で入札を経ないと受託できない状況下で、当協会の見積額も決して高くないのですが、他に想定外の低額な入札もあって落札できず、新たな受託の推進という面では厳しい１年でした。

大川　私は設立の準備期間も含めて、「公益」というものに何度も頭をぶつけました。当協会は、もともと官公署が専門的な登記が難しいのでどこかに頼みたい、というところから始まっていて、すでに受託案件があって発足した組織です。ところがそうした活動だけでは公益とそぐわない。「公益の主旨」が分かったのがこの１、２年でした。

森越　私も「公益法人とは」ということが大きなテーマでした。それを具体化した一例が「公開市民講座（遺言・相続）」です。今まで官公署向けだった当協会の活動を、一般市民の方たちにももっと認識してもらうため、具体的にどう展開すればいいか、と頭を悩ませながらやってきた１年でした。

司会　お三方ありがとうございます。かたや協会の執務では何か変化はありましたか？

入澤　私は経理部長を兼務しているので会計についてお話しします。公益法人は「公益法人会計」に基づいた処理が求められるため、顧問の税理士法人のアドバイスを受けながら、適切処理を心がけました。この１年は、決算を経ずして先に予算を立てるという作業で、試行錯誤の１年でした。毎月の試算表はもちろん、決算予測のために遊休財産額を毎月計算したり、財務の三基準を予算でも決算でも満たしているかに注視しながら会計を見てきた１年でした。

司会　対外的な反響はいかがでしたか？

大川　仮に一般社団を選択したら、なぜ一般社団かという説明が困難ですね。公益社団を選択したのでその点の説明は不要でした。

岡野　もともと旧民法法人は公益が目的なの

で、当協会では何の疑問もなく当然に公益移行だという流れでした。今までも民法法人で公益目的の団体という点をセールスポイントにしてきましたので。

司会　同じ公嘱協会でも、公益に移ったところとそうでない所があるのですね。

岡野　全国で（司法書士）公嘱協会は50協会あり、その中で公益社団法人になったのは確か８法人です。それ以外は公益認定を受けるのはハードルが高いということで一般社団法人に移行したり、中には解散した協会もあります。

司会　われわれ社員も、そういった協会の苦労の末に設立した公益社団法人に所属していられるのは、大変ありがたいです。１年目を終えて、２年目の展望はどうでしょうか。

森越　せっかく努力して勝ち取った公益認定なので、もっと対外的にＰＲをしたいです。本来の「嘱託登記を通じて若い社員の方々と連携していく」という目的を全面に押し出して「公益」と２つ合わせてＰＲ活動を行いたい。

広報室　新人向けの研修もあるそうですね。

森越　はい、協会が若手司法書士の育成も担っていければと思います。例えば相続登記においての戸籍の読み方や集め方、あと立会い決済の場で司法書士は何をすべきか、といった新人研修のプログラムを組んでいます。

広報室　規模や頻度はどれくらいでしょうか？

森越　６～７人の小規模なゼミナール方式ですね。毎月１回ペースで（司法書士として）最低限知っておくべき登記実務や知識を伝授していく場にしたいです。

司会　それは新人には嬉しい限りですね。他に広報室から何か質問はありませんか？

広報室　岡野理事長、協会としてのこれからについて、いかがでしょうか。

岡野　この１年はとにかく五里霧中で、法人の内部的なことを一生懸命、よくやったと思います。そのうえで当協会は嘱託登記がメインなので、受託面でも頑張らなければなりません。もう１つは社員の意識改革です。当協会は「官公署から仕事をもらって収益を上げよう」という団体ではなく、司法書士が持っている能力を官公署の公益事業に役立てるために存続しています。多くの社員はそれを分かっていますが、中には「公嘱協会は仕事を分けてもらう所」という認識が残っていて、これを何とか啓蒙していきたいと思っています。

大川　いわば協会の活動は司法書士会の広報でもあるので、100ある自分の時間の１時間は公嘱協会に使おうという発想で、広報の意識を持ってもらえれば良い方向に回転するんじゃないかなと思うのですが、伝え方は難しいですね。

岡野　当協会もたくさん仕事を受託して、多くの社員が嘱託登記に関与する機会を増やしていきたいです。しかし、単に社員の収益向上を目指すのではありません。例えると、高速道路は道路業者のために作るのではなく、地域の流通を良くするとか、大きな公益的観点から道路網を整備するのですよね。同様に当協会も司法書士の制度を官公署に役に立つ形で受託を頂いて、それを社員の方が担当することで大きな目的を遂行していきたいと考えています。

司会　社員や地区幹事の単位では、何を頑張ればよいですか？

岡野　今は啓蒙ですね。「司法書士の持つ能力をフル活用してください」と各自治体に伝えてもらって、仕事を受託できればそれ相応の報酬は出ますので、社員も結果として潤うというサイクルでやってもらえればいいですね。

大川　例えば（司法書士でない）見知らぬ人が立会に来て誰が権利証を預けますか、皆さん司法書士という資格に預けているわけで、その信頼はわれわれの諸先輩の蓄積ですからね。

森越　司法書士の関連団体で、真正面から登記業務を守っていく活動ができるのは当協会だけだと思っています。それにはやはり登記のスキルアップを図るしかない。

広報室　そうですね、簡裁代理や成年後見もありますが、やはり登記は司法書士の本来業務ですし。新人さんにも登記に対する意識を持っていただくことが大切ですね。

森越　例えば弁護士さんも調停調書をつくる際に「これで登記ができますか？」と我々に問合わせてくれます。司法書士の登記というスキルを僕らが失ってしまったら、生き残っていけないかもしれない。自分たちの専門分野である登記について前向きに取り組んでいける団体は当協会だけと自負しています。

大川　公開市民講座も単なるボランティアではないのですよ。嘱託登記の前提で権利調査をしますが、相続登記が未了だと次に進めない。嘱託登記をスムーズに進めるための手段としてやっているということをお伝えしたいですね。

岡野　相続がスムーズだと嘱託登記案件は来なくなる訳です。でも、そこが公益なんです。

司会　本日は大変有意義な座談会になりました。本当にありがとうございました。

一同　ありがとうございました。

平成25年度第２回地区幹事会報告

世田谷地区幹事　池上　真美子

平成26年３月３日、午後６時より公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会の平成25年度第２回地区幹事会が日司連ホールで幹事26名、副幹事等24名、執行部16名出席のもと、開催されました。

皆川邦彦常任理事の司会で始まり、今回から支部幹事だけではなく、副幹事の出席も多数あり、いつもより多い人数で行われました。以下、各報告等の要旨をご報告致します。

１　理事長挨拶　岡野直史理事長

当協会も、公益認定を受け早１年が経ちました。今後、各地区でも地区総会を開催して頂き、地区の社員の皆様に一年を総括して頂きたいと思います。なお、公嘱の受託件数も年々減少していますので、幹事の皆様には、関係機関にアピールをお願いしたいと思います。

２　事務局紹介　森越憲一専務理事

当協会は、公益社団法人となって、今までの事務局の方が派遣社員から直接雇用になった旨の報告と、事務局スタッフ２名の紹介がありました。

３　企画部　皆川邦彦常任理事

平成26年３月28日に表示登記についての研修を予定しています。実務でも、未登記建物の相続案件や分筆登記等で土地家屋調査士との連携も必須です。この機会に、土地家屋調査士の業務について知っておきましょう。社員は無料で受講できます。

４　経理部　入澤昭彦副理事長

本年度は、公益法人初年度として試行錯誤の年になりました。収支予算書を都庁に提出しなければなりませんでしたし、会計の手続きが今までと違い、対応に追われました。いろいろ求められることも多く、収支バランスのとれた予算とその行使を行うといった使命もあります。その為、来年度から理事、地区幹事の手当等を減額することになりました。皆様のご理解をお願い致します。

５　総務部　永井正己常任理事

事務スタッフが直接雇用となりましたが、事務局の電話の対応が、５時まで繋がります。若干、電話の繋がる時間が短縮しますが、ご理解をお願い致します。

また、来年度は新入の社員のために、不動産登記の研修会を考えています。実務がまったく未経験の方を対象に、戸籍の見方から登記申請、その他実務に直結した研修会の開催を予定しています。

６　地区報告

①府中地区　丸山修由幹事

府中市から受託している業務内容について

国分寺駅北口の再開発は終了しました。また、権利変換計画に伴う登記が出てくる可能性があります。

契約中は、狭隘道路拡幅事業で、４ｍ以上の道路用地を確保するため、拡幅・隅切り用地の寄付を原因とする所有権移転登記がきます。住所変更登記、相続登記等を代位で行います。また、担保権の抹消登記も代位で行います。たまに、墓地の登記・お寺の境内を寄付する登記、被後見人の所有地や外国にいる地権者の登記の手配もあります。さらに道路法の適用を受けない法定外公共物の登記などがありましたが、年々減少してきています。

②立川地区　戸花靖典幹事

立川・多摩・町田地区の合同で、奥多摩町の広大な森林の、地上権抹消登記を担当しています。明治44年につけられていたものなので、99件の抹消登記で99件の相続人を探す作業から入っています。相続人が１,500人くらい出てきてしまい大変でしたが、地上権を相続による移転をし、相続人から承諾書を頂き、抹消する方法を取っています。当事者には、住所不定の方がいる、不在者財産管理人選任の申立てに加え、外国に在住の関係者は、アメリカ・シンガポール・ケニアに及び、あと２年くらいかかると思います。

７　研修　区画整理事業について　山田猛司相談役

８　研修　都市再開発事業について　杉山昭子常任理事

９　閉会の挨拶　肥口ふみ枝副理事長

たくさんの幹事、副幹事に参加して頂きありがとうございました。研修も取り入れてみました。現在、公嘱協会は厳しい財政状況ですので、社員の増員にもご協力をお願いいたします。

（所感）

今回は、出席者が多く、さらに研修も幹事会に組み込まれ、いつもとは違ったピリッとした雰囲気を感じました。研修は個人的にはとても興味のある内容で、文章を読むだけではわかりづらい区画整理や再開発の概要についてでした。講師の先生のテンポのよい説明で、区画整理と都市開発の種類と違い、手続きのイメージが出来ました。幹事会の報告もテキパキと終了し、研修も受けられて、少しお得感のある幹事会でした。

【研修報告（不動産登記実務研修会）】

常任理事　渡邊　央

司法書士の業務範囲が広がりつつある昨今ですが、その半面、登記業務に携わる機会が減っているのも実情ではないでしょうか。司法書士向け研修にしても登記以外のテーマが多いように感じます。

そこで、従来より『登記業務』をテーマとした研修を数多く企画、開催し好評を得ている公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会では、今までのノウハウを活かすべく、新入社員を対象とした『登記実務の基礎研修』を継続的に提供することといたしました。

第１回研修会『相続登記の実務の基礎』について、以下のとおりご報告いたします。

平成26年３月18日（火）午後６時より、司法書士会館７階第２会議室にて『相続登記の実務の基礎』と題して、新人向けの研修会を開催しました。講師は、北・荒川地区幹事の片桐弘乃さんです。登記の研修会というと、大ベテランの司法書士が登場して…というのが一般的ですが、今回はフレッシュな片桐さんを講師として迎え、定員10名のゼミ形式でおこないました。ゼミ形式とあって和やかな雰囲気で始まりました。

研修のメインテーマとして、片桐さんが初めて受託した相続案件を扱いました。相続人との最初の面談から始まり、実際の業務の手順に従って重要なポイント、うっかりしがちな事など解説されました。実際に使用した添付書類等が資料として提供されたこともあり、とてもリアリティのある内容だったのではないでしょうか。

各事務所で実際に使っている相談票、登記必要書類の案内、職務上請求の記載方法など、すぐに使える書式なども提供されたので、新人司法書士にとってはお得感満載だったと思います。

後半のフリートークでは、ちょっと聞きにくい話も飛び出しました。オブザーバーとして出席していた嘱託協会の理事たちから、本音ベースのナイスアドバイスもあり、ますます和やかな雰囲気の中、お開きとなりました。

この新人向け研修は今後継続的に開催していく予定です。興味のある方、社員以外の方も大歓迎です。どうぞご参加ください。

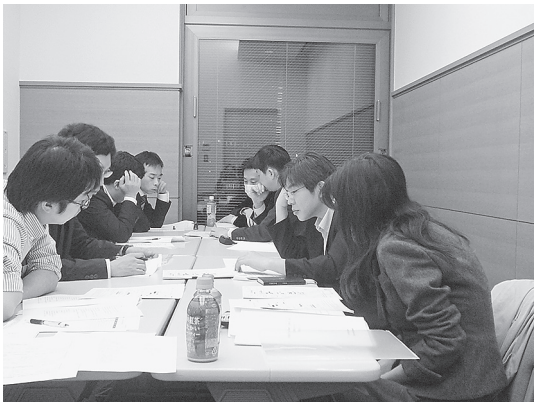

大島旅行記
（災害復興寄付と現地訪問の模様）

常任理事　入沢　修自

昨年の台風26号による土砂災害を被った伊豆大島町に、義援金をお届けし、現状視察すべく、当協会岡野理事長率いる総勢12名が、３月１日正午竹芝桟橋に集合、高速ジェット船で約二時間、伊豆大島に到着しました。

船は通常であれば中心地区に近い元町港に到着しますが、天候不順のため岡田港に着岸しました。港では本日の宿の主が私たちの到着を待っていてくれました。移動の車中では、旅館の主に、町の状況や土砂災害のことなど伺わせていただきました。島では逃げ道がないので、犯罪はまず発生しないこと、大島高校の敷地面積は東京ドーム３個分の広さであること、その他今回の土砂災害について少しだけお話伺うことが出来ました。

元町地区で開業の当協会社員小此木司法書士の案内により、町長への義援金目録の贈呈及び会談ののち、被害の跡を視察しました。昨年10月から約半年が経過した状況で、海に向かう少し谷になっている小川を埋め尽くしていた土砂も撤去され、両側のガードレールも、急拵えの真新しいものとなり、ただ私有地に一階部分に大打撃を受けている建物と、集まった土砂の山を稀に見かけるだけでした。

紙面の都合上視察後のことは割愛しまして、翌日は観光という計画でした。生憎の雨模様の伊豆大島は、椿の花が見頃で、あんこさんのガイドによるバスツワーに参加しました。あんこ椿は恋の花は、バスツワーで寄る大方の施設で流れていて、バスガイドさんもツワー終盤にアカペラで歌っていました。ちなみに「あんこ」とは「お姉さん」が訛った言葉とのことでした。

バスガイドさんの話しで記憶に残ったことは、1986年の伊豆大島噴火の際の経験談です。あんこさんは当時小学生で、いつもとは違う噴火の音を聞き、学校から実家まで頑張って帰るさなか、火柱を何本も見て、島が割れるかと思ったという話しや、電気のつながっているうちに母親がご飯を炊いておにぎりを作ってくれたこと、そのおにぎりの有り難いことや、不安のなかで飴玉一個でもあれば心理的に落ち着くことが出来たという話しは、当時を経験した人にしか聞けないことでありました。

それ以後、伊豆大島では各家庭に防災無線が備えられていて、電話がつながらなくなっても情報を得ることが出来るような体制になっていたにも関わらず、今回の大雨による土砂災害では、深夜でも１時間程度の豪雨は伊豆大島ではよくあることで、しかし今回はそれが２時間、３時間と続いてしまったとのことでした。その話しを聞いて思ったことは、東日本大震災以降、想定外と言う言葉を耳にしては、想定すべきだったのではないかという批判も、自然災害の前には虚しく、想定外のことが起こるということを、私たち一人ひとりが再認識しなければならないのではないか、ということでした。

私たちが伊豆大島に行った３月１日２日は椿まつり期間中で、東京都は、同期間中に大島へ来訪する旅客に対して運賃補助をしていました。期間は過ぎてしまいましたが、伊豆大島に観光することが復興支援につながりますので、私も今度は天候の良い日をめがけて再度行ってみたいと思います。

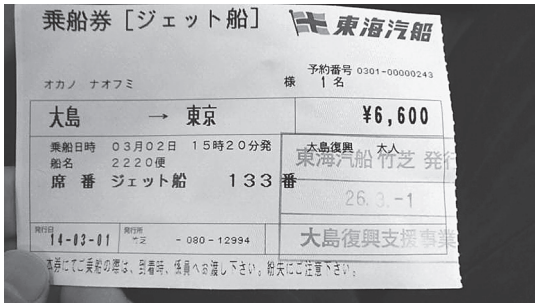
乗船券［ジェット船］　東海汽船
予約番号 0301-00000243
オカノ　ナオフミ　様　1名
大島　→　東京　¥6,600
乗船日時　03月02日　15時20分発
船名　2220便
席番　ジェット船　133番
大島復興　大人
東海汽船 竹芝 発行
26.3.-1
14-03-01
大島復興支援事業
本券にてご乗船の際は、到着時、係員へお渡し下さい。船矢にご注意ください。

ティータイム

江戸川地区　山田　修司

先日公嘱の方何人かで三栄通りの中華料理屋で食事をしていた時に、大島や放射能の話が出ていたので、僕も関わっている、最近の東京災害支援ネット（とすねっと）の近況等を。

その前に、とすねっととは、主に都内において東日本大震災の被災者や福島原発事故の被害者を支援する活動に携わっている弁護士・司法書士・市民等のボランティア・グループで、その他都内の災害支援ということで、大島の台風被害や、奥多摩の大雪に対しても意見書要望書等を提出するなどして支援しています。

ご存じの通り、原発事故による放射能の影響を懸念して避難する方が全国に多くいます。都内にも約8000人（平成26年２月現在）の方が避難をしています。今、国はそういった避難者に対して、帰還させるような政策を打ち出していますが、しかし、本当に帰ってもよい状況なのでしょうか。

放射線は目に見えないので実感がなく、数値でしか測れないばかりか、測る場所によって数値が違う。また、その影響は今のところ不明であると言われているが、不明であれば近寄らないのは当たり前の話ではないでしょうか。

最近国は、一応避難先等への移住も認めるようになったが、移住を認めても、すでに長期にわたる避難生活により経済的に疲弊している避難者に対しては、経済的支援がなければ、事実上帰還せざるを得ないのです。つまり、移住するってことは、避難ではないから援助はいらないよねということになってしまうのです。実際、これまで避難者の支援が打ち切られてきました。また、これからも打ち切られようとしています。

避難するのは当然のことで、特に放射能の影響を受けやすい小さな子どもがいる家庭ではなおさらです。また、福島県だけに限らず、各地に存在する、いわゆるホットスポットにいる家庭も含め、避難したくても支援が全くないため避難できない家庭も多くあります。そのため、少なくとも居住地で体調に異変があれば医療を受けられる体制を整える必要があり、また適切な検査を定期的に受け、早期に異変を発見する必要があるのです。とすねっとでは、そのような内容を含む要望書を３月14日に提出しました。

先日、原発事故以来、多くの首都圏の大人や子どもの血液検査や甲状腺エコー検査を行ってきた医師の話を聞く機会がありましたが、その医師が言うには、今行われている検査内容だけでは不十分であり、特に血液検査に関してより専門的な検査をしたほうがよいとのこと。さらに、すでに異常が認められる状況であるということなので、可能であれば移住をしていただきたい。そうでなければ、少なくとも放射能の影響のない場所への保養を積極的に行ってほしいとのことでした。

正確な回答を得るためには、正しい問いが必要だとかって誰かが言ってましたが、国は、避難者に対して、「帰りたい」か「帰りたくないか」だけを聞くのは正しい問いではありません。その問いだと、ほとんどの人が帰りたいということになってしまいます。

先日とすねっとでは避難者集会を開催したのですが、その際、避難者の一人は、避難者には早く帰りたいと言わせ、帰還政策を促進させようとしているようであると言っていました。確かに、放射能の情報に関してはテレビでも情報操作を行うような昨今、たとえば「いわきの復興を妨げているのは放射能を恐れる心です」などというキャンペーンが行われているようで、放射能を恐れ避難すること自体がよくない行為であるかのように扱われています。

放射線の影響で何らかの病気になる可能性があるのであれば、その予防を行うのは当然ではないでしょうか。

先日来日していた、国連人権理事会の特別報告者も言っていましたが、今の国の施策は国際基準からも大きくかけ離れています。また、担当省庁の官僚の勉強不足が露呈し、さらに、その担当省庁は、私たちに対して、避難している当事者の話は直接は聞かないと明言しました。つまりは、当事者の意見が反映されていない施策を行っているということで、あまりにもおかしな事態になっています。

日頃、法律教室などを通じて事前に予防することの大切さを学生に教えに行っていますが、あらかじめ正しい知識や情報を持ち、後に備えておくことは重要なはずだと思います。

と、何かだらだら思うことを書いていたら、愚痴っぽくなってきたのでこの辺で。

皆様のお仕事をお手伝いいたします。

東京司法書士協同組合

金融・保険事業
司法書士総合補償制度
業務用印紙･現金･小切手等補償制度
事業資金貸付制度
小規模企業共済制度
中小企業退職金共済制度
各種保険の紹介、ローンの斡旋

労働保険事務組合事業
雇用保険・労災保険事務
事業主の特別加入
保険料の分割納付
労働保険研修会開催

教育情報事業
司法書士手帳の発刊
公式サイトによる情報提供
教育情報誌の編集・出版
組合ニュースの発刊
講習会の開催

福利厚生事業
福利厚生制度
（ホテル・レジャー施設等提携）
レクリエーションの企画
百貨店・特約店の提携
TDLとの提携・人間ドック補助

ネットワーク事業
インターネットによる
情報提供
メルマガ無料配信
先例検索・目的辞書

共同購買事業
業務用必需品
登記関連用紙
書籍・司法書士向ソフト
ギフト・オフィス用品
切手・印紙類

お手伝いします。
お気軽にお問い合せください。

労働保険事務組合
東京司法書士協同組合
〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館2階
Tel 03-3359-0967 Fax 03-3353-8366
http://www.tsknet.jp/

■本協会取扱い事件納品状況一覧（平成25年４月１日～平成26年３月31日）

発注機関名	受託の概要	件数
東京都住宅供給公社	賃借権登記の抹消	41
	分譲住宅の所有権移転登記及び抵当権抹消	
	公社物件上の抵当権抹消登記	
	公社物件の所有権保存登記	
東京都第三建設事務所	公共嘱託登記に係る権利関係調査等業務	一式
練馬区	狭隘道路拡幅整備に伴う所有権移転登記業務	8
調布市	狭隘道路拡幅整備に伴う所有権移転及び表示変更等登記並びに抵当権抹消登記業務	96
府中市	狭隘道路拡幅整備に伴う所有権移転登記業務	105
	狭隘道路拡幅整備に伴う所有権移転登記並びに抵当権抹消登記業務	
	法定外公共物の権利保全のための所有権保存登記業務	
国分寺市	国分寺駅北口地区都市再開発法第90条登記業務	122
武蔵野市	所有権保存登記及び所有権移転登記業務	2
奥多摩町	寄付による所有権移転登記業務	404
	99カ年地上権に関する権利調査及び相続登記並びに抹消登記業務	
合計		744

■編集後記

広報室に加入して今号で初めて編集長を担当しました。巻頭企画「座談会」では、執行部の皆様、熱意にあふれたご意見をありがとうございました。大島訪問は、義援金のお届けと、訪れることが復興の一助になればとの思いから。島に古くから自生する大島桜は染井吉野や河津桜の交配原種といわれ、樹齢800年の老木もあるとか。皆様も休日を利用してお出かけされてはいかがでしょうか。さて最近、当誌の印象がすこし華やかになったとお感じのかた。表紙の枠の色が青×黄から桜×桃（イメージはサーモンピンク）に変わりました。冊子版123号・ＰＤＦ版124号から新色でお届けしています。協会ホームページ（ＵＲＬは表紙に記載）にはバックナンバーを掲載しています。山野の草木花は早春の黄色い花から春の盛りの桜・桃・つつじへと移ります。当誌も新しい表紙で一層の内容充実に努めて参ります。これからもハロ・ハロ・ガーデン公嘱をどうぞよろしくお願いいたします。

（工藤麻由美）

公嘱協会広報室
渡邊　央（渋　谷）
入沢　修自（多　摩）
清家　鉄平（町　田）
工藤　麻由美（港）